

専門委員会の提言を踏まえた酪農教育ファーム認証規程の一部改正について（案）

平成28年6月13日

酪農教育ファーム推進委員会

1. 経過

平成10年度『酪農教育ファーム推進委員会』が設置され、同委員会の活動として酪農教育ファーム活動に取り組んで以降、15年以上が経過。酪農や学校教育を取り巻く環境が大きく変化している情勢等を踏まえ、平成27年2月に『酪農教育ファーム専門委員会』を設置、5回の協議を経て平成28年3月14日に「提言」が取りまとめられた。提言は、同3月31日の推進委員会で報告され、それを踏まえた今後の対応について決定した。

2. 提言のポイント

(1) 目的の再定義

対象と領域の拡大を図り、活動の多様化を確保するため、従来の目的を内包しつつ、より広義な活動等が含まれるよう再定義。

『酪農体験を通して、食といのちの学びを支援する』

↓

『酪農を通して食やしごと、いのちの学びを支援する』

(2) 防疫対策を踏まえた酪農教育ファーム活動の在り方

各種研修会等において、安全・衛生対策について継続的且つ反復して啓発等を行う。

(3) 活動の実践者を拡大するための方策

① ファシリテーターについては、認証の基準を緩和するなどし、牧場側での酪農教育の実践者の拡大を図る。

② SNSの活用等を通じて、酪農教育ファーム活動の情報発信力の強化を図る。

(4) 認証制度について

①原則として現行の認証制度の枠組みを維持する。

②ただし、実践者の拡大を図る観点から、ファシリテーター認証の更新に関する救済措置や、認証申請の条件緩和等について、認証規程及び運用の改正を行う。

3. 提言を踏まえた対応

(1) 第1回指定団体担当者会議【5/12】

専門委員会提言を踏まえた認証規程の改正（案）に係る協議を実施。

(2) 第1回酪農教育ファーム推進委員会【本日6/13】

専門委員会提言を踏まえた規程改正に係る協議、決定する。

(3) 規程改正及び運用の変更にかかる周知／規程集の作成【6/13以降】

4. 認証規程の改正案（ポイント）

(1) 目的の変更

『酪農を通して食やしごと、いのちの学びを支援する』

(2) ファシリテーター認証申請の条件について

現行の「経験年数2年以上」について、「1年以上」に緩和する。

なお、条件緩和によって学生ファシリテーターの増加が想定されるため、①認証申請書の記載内容に変更があった場合（例えば「卒業」による所属変更）、速やかに指定団体を通じて全国推進委員会に届け出ること、②届け出がなく、指定団体において当該ファシリテーターの所在等が確認できなくなった場合は、指定団体が、全国推進委員会に取り消し申請を行うことを追加。

(3) ファシリテーター認証の更新について

①認証の更新（3年間）は、スキルアップ研修会の受講が基本。

②特段の理由によりスキルアップ研修会が受講できなかった場合、「理由書」を提出し、認証審査委員会に認められれば、認証期間を1年延長できる。延長は連続して2回までとする。なお、特段の理由については、「その他、認証審査委員会が認めた理由」を追加。

③特段の理由によりスキルアップ研修会が受講できなかった場合、認証期間中に「指定行事」に3回以上出席し酪農教育ファーム活動等を行ったことを「申請書」により提出し、認証審査委員会に認められれば、スキルアップ研修会を受講したと同等とみなし、認証を更新（3年間）できる。

(4) 酪農オープンファーム登録規程について

制定から現在まで登録が無く、且つ、今後未認証牧場への働きかけを行っていくことから、規程を廃止する。